

納税は、国民の義務であり、大多数の町民のみなさんに、納期限内で納税をいただいています。

しかし、ごく一部では、納期限を過ぎても納付されない人がいるのも事実です。

このような事態では、納期限内で納税いただいている人との間に税の公平性を保つことができなくなってしまいます。

そこで、武豊町における税の公平性を守るために、再三の催告に応じない等、滞納が解消されない人に対し、毅然とした対応と強い使命感のもと、下記のような滞納処分を実施しています。

令和3年度課税分
町税収納率
99.49%
(令和2年度収納率 99.41%)

令和3年度課税分
国保収納率
96.38%
(令和2年度収納率 96.43%)

税の公平性を守るために

▶ 問合せ 役場収納課

町税を納期限までに納付できない場合は、納付計画を立てた上で、必ずご連絡ください。連絡等がない場合は、やむを得ず、下記のような滞納処分に進む場合があります。

滞納処分
の一例



タイヤロックの様子



搜索の様子

令和3年度の滞納処分の実績 ※差押え件数のうち、一部を抜粋

預貯金 176 件



普通預金、定期預金等を差押え、滞納町税に充当します。

給与 21 件



毎月の給与や賞与から法律で定められた金額を差押え、滞納町税に充当します。

動産 5 件

自宅等の搜索を行い、換価価値のある財産を差押え、公売を行います。その後、換価代金を滞納町税に充当します。

